

【しんきん個人ローン】

ご利用いただける方	<p>① 満20歳以上である方</p> <p>② 安定継続した収入がある方</p> <p>③ 次のいずれにも該当しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮差押・差押を受けた方、競売の開始決定があった方、または破産・再生手続開始の申立があった方 ・ 租税公課を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・ 支払いを停止した方 ・ 延滞債務のある方 ・ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方 ・ 信用を失墜した方 ・ 制限行為能力者である方 ・ 反社会的勢力 <p>④ 日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者である方</p> <p>⑤ 一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方</p>
ご返済方法	元利均等分割返済、元金均等分割返済（ボーナス返済併用もできます）
保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので。担保・保証人は原則不要です
必要書類	<p>① 本人確認書類 運転免許証(表裏) ※運転免許証を取得していない場合 個人番号カード(表のみ)、パスポート、資格確認書(表裏)、運転経歴証明書(表裏) ※資格確認書の場合は、別途住民票抄本等の確認書類が必要となります。 ※申込人が日本国籍以外の場合 本人確認書類に加えて、在留カード、特別永住者証明書、住民票抄本(在留資格の記載のあるもの)のいずれか</p> <p>② 年収確認書類 * 申込金額100万円以下の場合は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類(住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その2(所得金額用)等) ・ 確定申告書の控 ・ 源泉徴収票 ・ 給与明細書(給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票がとれない場合) ・ 年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書、年金受取口座の通帳、電算機打出資料(前年1月～12月に振込まれた年金額が確認できるもの) ・ 公共職業安定所(ハローワーク)から交付される育児休業給付受給資格確認通知書、育児休業給付支給決定通知書 <p>③ 資金使途確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書、注文書、請求書、学校発行の振込用紙、工事請負契約書等、資金使途が確認できる書類 <p>④ 振込依頼書 所要資金支払方法が振込の場合に必要となります</p>
その他事項	保証料は金利に含まれます
お使いみち	健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するものが対象となります。

	<p>① 申込様またはそのご家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする資金（申込み時点で1ヶ月以内のものに限り支払済資金も可）</p> <p>② 申込様が①を用途として当金庫から借入れた証書貸付型消費者ローン（借換え直前3ヶ月の約定返済で、3営業日以上 of 履行遅滞が1度もないものに限る）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>*ただし、しんきん保証基金保証付きフリーローンを除きます。</p> <p>③ 申込様が当金庫から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金（当座貸越型消費者ローンを解約する場合に限りです）</p> <p>*ただし、他金融機関から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金は対象外となります</p>
ご融資額	500万円以内（1万円単位）
ご利用期間	3ヶ月以上10年以内
ご融資利率	金利一覧をご確認ください